

## 『桂林方氏宗譜』と方臘に関する一考察

中 村 健 壽

A Study of the *Gui-lin-fang-shi-zong-pu* and *Fang-La*

Kenju NAKAMURA

### はじめに

周知のとおり、いわゆる方臘の乱は北宋末の宣和2(1120)年、宋朝政府の過酷な収奪に対して起こり、6州52県を陥れた大規模な反乱であり、宋代における三大反乱の一つとされ、乱の指導者である方臘の出身については、代々、睦州青渓県塙村に居たものであるという理解のもとに論が展開されてきた。

1974年、中国歴史博物館の冠倬氏が新しく発見された北京図書館が所蔵する浙江省淳安県『桂林方氏宗譜』(以下、『宗譜』と称す)の一部を紹介し、方臘の出身は従来の学説とは異なるものであるという説を導き出し、幾つかの問題を提議したが<sup>1)</sup>、陳振氏はそれに対して疑問を提出している<sup>2)</sup>。この論争は、『宗譜』に関する史料批判の結果の在り方から、従来の方臘の乱に関する研究の根幹を覆すことにもなりかねない重要な性格をもつものであるだけに、注意が必要である。

本稿では、それらの研究成果に導かれながら、『宗譜』の史料的価値と方臘の関係についてあらためて考察を試みたい。

### 1. 冠倬氏による『桂林方氏宗譜』の評価

冠倬氏は、『宗譜』について次のような評価を与えている。

「方臘の出身と歴史に関して、現在比較的広まっている史書には、多く彼の出身は富戸であると断言しており、あるいは彼は里正を担当しており、代々睦州の青渓(現在の浙江省淳安県の塙村にいた者であるとしている。これらの説と、いま見ることができる1911年の木活字本『桂林方氏宗譜』の記載とは明らかに違っている。『宗譜』には、若干の宋代と元代の人の記載が保存されている。これらの記載によれば、方臘の出身は雇工であり、里正を担当していたのではない。さらに彼は歙州で成長し、後に睦州青渓幫源洞に遷ってきたのである」とし、このことから『宗譜』が提出していることは重要な問題であり、注意と重視に値すると、『宗譜』の史料的価値を高く評価している。

### 2. 冠倬氏による問題の所在

冠倬氏は上述の評価に基づき、大きく次の点を問題提議している。すなわち、①方臘の原籍は歙州であり、のちに睦州青渓に移ってきたものであり、青渓の土着の人ではない。②乱を起す前の方臘は、方庚の家で傭工として働いており、里正の任に就いていたのは方臘ではなく、方臘の主人の方庚であった。③宋江は宋朝軍に参加して方臘の乱を鎮圧したか、という3点で

ある。宋江問題については、宮崎市定氏の論考に詳しく述べられているところであり<sup>3)</sup>、本稿では、問題の焦点を①及び②に絞り考察を試みたい。

以下、冠倬が論述するところをみてみよう。

方臘の原籍に関する問題については、「『宗譜』はただ方庚のときに及んで、わずかに彼は『世々、陸州青渓県万年郷の幫源に居す』、あるいは『世々、青渓県に居す』と述べているが、方臘については、『それ初め歎人なり』とか『歎人の名、臘なる者あり』などとしていることから区別されていることが理解できる。『宋史』麴嗣復伝の宣和2年12月の条に、方臘が歎州を攻め下し、知県麴嗣復に投降を求めたとき、方臘は麴嗣復と向かい合い『我、休寧の人なり』と言っている。このことから方臘は歎州の人であることが証明できるであろうし、同様のことが『宋史紀事本末』巻41や『統資治通鑑』巻93にも見える。これらの史料から『宗譜』が指摘した『それ初め歎人なり』とか『歎人の名、臘なる者あり』というのは真実であり、また方臘は青渓の土着の人ではなく、歎州に生まれ、後に青渓に行き生計をたてていた人であるということは可能性がある」としている。

方臘が傭工であったとする問題については、「『宗譜』のいわゆる『公』は方庚を指し、『熊公』とは方臘の兄の方世熊を指している。収録されている明の方輶の撰になる嘉靖33(1554)年本の『序』によれば、方臘の乱の失敗ののち、方庚とその子の文毅とは『叔姪にして、すなわち帰りて財産を中分』し、おのおの門戸を建てたのである。方臘の起義以前にあって、方庚と方世熊の一家は、この説によればいわゆる『方臘、來たりて公の家に隸』し、方庚の家の傭工となつたのと、『方臘、熊公の家の傭』となつたのとは、実際には同じ時のことをしているのであり、ただ叙述するときに一方は方庚を対象とし、他方は方世熊を対象としたことによって二種の論法が生じたのである。方臘が里正を担当していたかどうかという問題に至っては、『宗譜』の記載は大変明確で、指しているのはすべて方庚であり、方臘ではない」としている。

### 3. 従来の史料の理解から

従来、我われが方臘の出身に関して論を展開する場合の根拠として用いる史料、すなわち冠倬氏の言う「現在比較的広まっている史書」の多くは、おおよそ下記の如くである。それらのとくに方臘の出身に関する部分を列挙してみよう。

『皇朝編年綱目備要』卷29 宣和2年11月の条に

「方臘反、陷睦、歎等州、命譚稹討之。睦州青渓有洞曰幫源、広四十里、羣不逞往往囊橐其間。方臘家有漆園、時造作局多科須、諸県抑配、而両浙皆苦花石綱之擾」

とあり、『宋史紀事本末』巻54には

「徽宗宣和二年冬、睦州青渓民方臘作乱。方臘世居県堀村、託左道以惑衆。初、唐永徽中、睦州女子陳頊真反、自称文佳皇帝、故其地相伝有天子基、臘因得憑借以自信。県境梓桐、幫源諸洞、皆落山谷幽陰處、民物繁夥、有漆楮杉材之饒、富商巨賈多往来。臘有漆園、造作局屢酷取之。臘怨而未敢發。時、朱勔花石綱之擾、比屋致怨。臘因民不忍、陰聚貧乏遊手之徒、以誅勔為名、遂作乱」

とあり、『容齋逸史』には

「初、方臘生而数有妖異。一日臨渓顧影、自見其冠服如王者、由此自负、遂託左道以惑衆。県境梓桐、幫源諸洞、皆落山谷幽陰處、民物繁夥、有漆楮松杉之饒、商賈輻輳。臘有漆園、造作局屢酷取之。臘怨而未敢發。会花石綱之擾、遂因民不忍、陰聚貧乏遊手之徒、賑卹結

納之」

とあり、『独醒雑志』卷7には

「方臘家有漆林之饒。時蘇杭置造作局、歲下州縣征漆千万斤、官吏科率無芸。臘又為里胥、縣令不許其僱募。臘數被困辱、因不勝其憤、聚衆作亂」

り、『宣和遺事』前集には

「時方臘家有漆園、常為造作局多科須、諸縣民受其苦、兩浙兼為花石綱之擾。臘以妖術誘之、數日之間、嘯聚睦州青溪幫源、響聚數万人」

とあり、『統資治通鑑長編』徽宗 宣和2年10月丁酉の条には

「方臘反。睦州青谿縣有洞曰幫源、廣四十里、羣不逞往往囊其間。臘家有漆園、時造作局多科須、而兩浙苦花石綱之擾」

とみえており、方臘の出身に関しては、多くはこれらの史料に基づき研究がなされてきたのである。

ここでは、それらの史料の記載は誤っているのか、という問題の検討に入る手だてとして、それぞれの成立について考察する。

『皇朝編年綱目備要』は、宋の陳均の撰になるもので、紹定2（1229）年頃に成ったとされ、方臘の乱よりおよそ100年も後の時代のものである。

『宋史紀事本末』は、明の陳邦瞻の撰になるもので、明代に成ったものである。

『宣和遺事』は、『水滸伝』の素材を提供したものとして有名である。宋代の小説ではあるが、元代に成ったものである。

『統資治通鑑長編』は、宋の李燾の撰になるものであるが、元明以後に一旦欠佚したため現行本は清の乾隆年間（1736～1795）に『永樂大典』などによって成ったものである。

以上の史料は、いずれもその成立年代から明らかのように、方臘の乱より遙かに後代になってからのものである。

次に、『容齋逸史』についてみてみよう。『容齋逸史』は周知の如く、『青溪寇軌』に収められ、「容齋逸史に曰く、……」で始まる部分である。『青溪寇軌』は、方勺の『泊宅編』、欠名の『容齋逸史』、莊李裕の『雞肋編』の中から方臘の乱に関する記事を抽出したものである。

これについて、竺沙雅章氏は「その編者は『四庫提要』に記すごとく、『学海類編』の編輯者曹溶であろう」とされ、さらに『容齋逸史』については「容齋逸史なるものの素性が明らかでない」とし、さらに続けて「この部分は後代の人が野史などの基づいてあらたに撰述したものであるようである。あるいは、明清時代に仕官し、また都で李自成の乱に遭遇したことのある編者曹溶が、方臘の乱に托して新王朝に対する警句としたものかもしれない。ともあれこの部分は乱後しばらくして書かれた他の部分に比べて、はるかに史料価値は劣る」<sup>4)</sup>としている。

しかし、この点について丹喬二氏は、『青溪寇軌』が収録されている叢書関係（『学海類編』『金華叢書』『古今説海』『続百川学海』）へ検討を加えることによって、「容齋逸史は清代にしかも曹溶によって書かれたものではなく、宋元時代の人の手になるものである」ことを導き出され、「容齋」というのは、洪邁の号であることから論を進め、「容齋逸史の著者は洪邁であるという蓋然性がかなり高」く、「その史料的価値も十分信頼がおける」<sup>5)</sup>とされている。

洪邁は、方臘の乱よりわずか後の宣和5（1123）年に生まれ、嘉泰2（1202）年に80歳で死去していることからも、『容齋逸史』の著者としての可能性を十二分に帶びてくる。

『独醒雑志』は、曾敏行によって書かれたものである。曾敏行は1118年に生まれ、淳熙2

(1175)年に死去しており、まさに方臘の乱と同時期に生きていたのである。『独醒雑志』について、『四庫提要』卷141に「蓋し記録をもって主となし、考証をもって主となさざるなり」とあり、『独醒雑志』の著作姿勢が記録性を重視していることを明らかにしており、記載の事実性・真実性を重視すべきであろう。

洪邁と曾敏行が入手した方臘の乱に関する情報源について、丹氏は「洪邁と曾敏行が大体同じ頃、互いに参考しあうことなく、即ち全く別のニュース・ソースにもとづいて書いた」<sup>6)</sup>とされている。このことからも、ますますその史料的価値は大きくなる。

即ち、『容齋逸史』と『独醒雑志』とは共に方臘の乱と同時期、あるいは極めて近い時期に書かれたことを考慮するとき、その史料的価値の高さと信頼性は増すものと考えるのである。

#### 4. 『桂林方氏宗譜』に見える方臘関係史料より

『桂林方氏宗譜』に記載された方臘関係史料の内容を確認してみよう。冠倬氏が指摘しているのは、宋代の徐直之の『忠義彦通方公伝』および元代の劉彭壽の『宋故承信郎彦通公墓亭記』の2つであり、方臘が歙県の人で、傭人の出身であるということを最初に記載した史料である。『宋故承信郎彦通公墓亭記』は、『忠義彦通方公伝』に基づいて記述されたものである。

『忠義彦通方公伝』には

「公諱庚、字彥通、世居睦州青渓県万年郷之幫源、祖歛、父有常。力本殖産、充郷役、即今之里正。源東北有洞、去其家半里、頗幽邃、人呼為幫源洞、有傭人方臘者、其初歛人、來隸公家。宋宣和二年庚子冬、臘忽自言得天符牒」

とし、さらに

「(方臘)首屠公(方庚)家而起。……(中略)……唯公得逾坦脱之、走告県、知県陳(光)即棄職去。……(中略)……(宣和三年)夏四月、賊衆就殄、而未能得臘。里人方京、居臘左右、会出洞、公以利誘之、使給臘言適出洞、見両日相鬪、天象如此、聖公其復興乎。請公出視之、臘謂誠然、出水盤以視日影。公遂得生擒臘、獻軍中、檻送京師。八月丙辰、腰斬于市。所破州県、漸復救寧。是年、宋江三十六人猖獗淮甸、未幾亦就擒」としている。

しかし、宋の紹興31(1161)年の方庚の『上鄭寺丞劄子』(『桂林方氏宗譜』卷6)には

「縁告方臘聚集、県不行禁約、遂至公然嘯聚。其賊首將庚家屬四十余口、殺戮殆尽、僅庚獨能逃生。指天說誓、傾心報國家報家、堅習武事、投身軍前、為之向導。大破賊徒、安復州県」

である。

この点について、『宋故承信郎彦通公墓亭記』には

「按、公姓方氏、諱庚、字彥通、世居青渓、有歛人名臘者、來傭於家、至宣和二年孟冬、臘忽自言得天符牒、若有憑焉。公閉之廩、而兄世熊走県告令。令不信、臘因出廩公家」としているが、しかし、方庚は走って県に告げたが、知県の陳光はすぐに職を捨て去ってしまったのであり、『忠義彦通方公伝』にみえるように、「公、遂に生擒するを得、軍中に献して、京師に檻送せしむ」というのは、事実ではない。

なぜならば、『容齋逸史』に

「韓蕲王世忠、時為王淵裨將、潛行谿谷、問野婦得徑、即挺身直前、度險數重、搏其穴、格殺數十人、擒臘以出」

とある。

すなわち、後に斬王と王号を贈られた韓世忠は、当時、王淵の副将であったが、ひそか渓谷の道を進んで、農婦から抜け道を教えてもらって賊の巣窟を攻め、数十人を手で殴り殺し、方臘を捕まえて出てきたというものである。このことから、方庚は決して「大に賊徒を破り、州県を安復せしめた」のではなく、「軍前に投身し、これが為に向導した」というのである。つまり、方庚はただ道案内をしたに過ぎないのである。

このような記載になった原因については、『忠義彦通方公伝』に、「祖の妣は実に公の五世孫の女なり、公を知るに詳たり、遂に遺事、右の如く逞を以てすなり」とあることから、陳振氏が、「その根拠の主要なものは、伝説であることがわかる」と論断していることからも知られるように、伝説を基にして記載したことから、さまざまな問題が派生することになったのである。

## 5. 民間伝説との関係から

ところで、中国歴史界における方臘の乱の研究動向から知られる如く、数多くの地方伝承や伝説に関する現地調査がなされ、それが研究史料として援用されるという研究方法上の特徴がある。

伝承や伝説というものは、意識的であろうとなかろうと、恣意的であろうとなかろうと、時代とともに変化をたどる性格のものである<sup>1)</sup>。それは、かつて実施された方臘に関する調査で、淳安の伝説では方臘は淳安の人とされ<sup>2)</sup>、また、歙県の伝説では歙県の人であるとされる<sup>3)</sup>という結果や、方臘は漆園経営に当たっていたのではなく桶職人であったという結果などからも明らかである。

その限りにおいて言えば、伝承や伝説というものを歴史史料として使用するには、十二分過ぎる程の史料批判がなされるべきである。

そのことを考えるとき、陳振氏が『方庚伝』、『墓亭記』が撰写された元の至順甲戌（1334年）は、方臘の乱から200年余りはるか後のことであり、多くのことが誤って次々と伝播し、もはやその真相が失われ、方臘は傭人であったとか、歙県の人であったとか、また、これに属する類のことになつていったのである」とされているとおりであろう。

それと同じようなことは、『忠義彦通方公伝』と『宋故承信郎彦通公墓亭記』との間においても起きていることを見つけることができるるのである。

すなわち、『忠義彦通方公伝』には、「傭人、方臘なる者あり、其れ初め歙人なり」と、方臘の原籍は歙県である、あるいは方臘の祖先が歙県の人であるかのように記載されているが、『宋故承信郎彦通公墓亭記』には、「歙人の名は臘なる者あり、來りて家に傭す」と、方臘は歙県の人であると明確に記載しており、両者の記載には差異が存在することが分かる。

たとえば、先述したとおり、方臘の乱と同時期、あるいは極めて近い時期に書かれたと判断しうる史料の記載の殆どに、「方臘の家、漆園あり」と見えるものの、人に傭われていたとか、桶職人であったという記載を見ることは困難であり、『桂林方氏宗譜』に記載された方臘の姿とは、極めて大きな差異があることが明らかである。

しかし、伝説の中にも僅かながら眞実を窺わせる部分が伝え残されたものもある。冠倬氏が、その論文の「注」において

「県革委員会報道組からの1974年9月の来信によれば、彼らは一部の老人層を訪問した。

その結果、伝説によると方臘は桶屋（桶職人）で貧苦の出身であり、僅かな漆園を持ってはいたが、部分的に労働力や才能を売って、生活を維持する努力をせねばならなかった」と述べ、方臘は桶屋（桶職人）で貧苦に喘いでいたが、僅かながら漆園を持っていたという古老たちによる伝説の存在を紹介している。

すでに紹介された他の多くの伝説の中では、方臘が漆園を持っていたということは全く触れられていない。しかし、この伝説だけは、「僅かな」と限定されながらも漆園経営者としての方臘の姿がある。

もっとも、その「注」によれば、「（県革委員会報道組は）方臘が少しばかりの漆園を持っていたとしても、人に傭われていたこととは矛盾しない」とする結論を出したことを紹介している。しかし、漆園経営だけで独立した経済を維持することが困難であったことを示唆している。

しかし、そこには歴史事実と、それを素材にして長年にわたり語り伝えられてきた伝説との間で生じた捩じれの現象が見られ、例え数多くの伝説を根拠としても、方臘が漆園経営に当たっていたということを完全に否定することは出来ない。

### おわりに

『桂林方氏宗譜』に見えるように、方臘が漆園経営者ではなかったとするならば、方臘は宋朝政府の苛斂誅求による収奪の直接的な対象となり難く、乱を起こす動機の存在も薄くなる。

では、何故『桂林方氏宗譜』にみえる記載がなされることになったのであろうか。冠倬氏は、「方臘の乱が失敗して後、南宋の咸淳4年（1274）より清の宣統3年（1911）に至るまでの630年余りの間に、淳安の方姓の封建地主階級は入念に『宗譜』を編集し、あらゆる策を巡らして彼らの祖宗である方庚一派のために碑を建立した」と述べている。

しかし、「入念に『宗譜』を編集」したり、「碑を建立」したのは、彼らの祖先たちの偉業を讃え、顕彰するという純粋な目的のためとは到底考えられない。方臘が方氏一族の者であることにより、宋朝政府の処罰が及ぶことを恐れ、官憲の目を逃れ、一族に対して振りかかるであろう火の粉から身を守るために、すなわち方氏一族の未来永劫の存続と安泰を考慮した結果である。

方氏一族の一員であった方臘を、方氏一族自身の手によって、方氏一族は方臘の乱とは無関係であることを表明するために、方臘は方氏一族の者ではなく、方家の雇い人であったと捏造したのであろう。

方氏一族による方臘切り捨てとも言える理論の流れの上に、『桂林方氏宗譜』は存在すると考えられるのである。

### 【注】

- 1) 冠倬「关于方腊的出身和历史——介绍浙江淳安〈桂林方氏宗譜〉中的幾条史料」『文物1974-11』
- 2) 陳振「方腊起义研究中的几个問題——《桂林方氏宗譜》不可信」『學術月刊1979-7』
- 3) 宮崎市定「宋江は二人いたか」『宮崎市定全集12』岩波書店（1992）
- 4) 竺沙雅章「方臘の乱と喫茶事魔」『東洋史研究32-4』（1974）
- 5) 丹喬二「北宋末の方臘の乱に関する基礎的考察」『日本大学人文科学研究所紀要17』（1975）
- 6) 丹喬二「方臘の階級的位置について」『日本大学史学科五十周年記念歴史学論文集』（1978）

- 7) アンティ・アールネ、関敬吾訳『昔話の比較研究』ケイエムネス（1969）
- 8) 『方腊起義』浙江人民出版社（1958）、杭州大学中文系民間文学小組・淳安県文化館編『方腊民間伝説』浙江人民出版社（1982）
- 9) 中国科学院考古研究所方腊調査組「方腊起义的遺迹和民間伝説の調査」『考古1976-5』、  
ほかに安徽師範大学歴史系方臘調査組「关于方腊的出身和早期革命活动」『安徽師範大学学報1975-3』があるとのことであるが、東洋学文献センターに問い合わせたが、日本国内での所蔵はないらしく、見ることは出来なかった。

[ 平成 7 年 (1995年) 10月 6 日受理 ]

